

# WTOとドーハ・ラウンドについての経済界の立場

## — RIETI 政策シンポジウム —

2007年8月6日  
日本経団連国際第一本部  
本部長 金原 主幸

### 1. WTO及びドーハ・ラウンドの意義

- (1) グローバルな企業活動を支える制度的な基盤
- (2) グローバルな自由化・ルールの形成の実現

### 2. 日本経団連の活動

#### (1) 提言・ミッションの派遣 (2000年以降毎年)

- ① 提言とりまとめ (新ラウンド交渉の早期妥結と主要関心分野の要望)
- ② 貿易投資委員会企画部会によるミッション (訪ジュネーブ、ブラッセル、ワシントン) を派遣し、WTO幹部・主要国政府代表に対して働きかけ
- ③ 米国 (ビジネス・ラウンドテーブル、NAM、全米商工会議所等) や欧州 (ビジネス・ヨーロッパ等) の経済団体とも共同声明の発出や合同ミッションの派遣などで連携して早期妥結等を働きかけ

#### (2) 主要国経済団体との共同声明の発出

2006年7月26日 交渉中断後、G6諸国の11の経済団体と早期再開を要請  
2007年1月15日 11カ国・地域19団体と交渉の本格的再開を要請

#### (3) 2006年7月の交渉中断を受けた再開の働きかけ

2006年9月 日本経団連の訪欧ミッション (団長: 御手洗会長)  
佐々木日本経団連貿易投資委員長の訪伯  
秋草日本経団連貿易投資委員会共同委員長の訪米  
日本商工会議所の訪インド経済ミッションの派遣  
2006年10月 日本商工会議所による日豪経済合同委員会会議の開催

### 3. 日本経団連の主張 (2006年6月20日提言)

#### (1) 農業自由化

- ・既に合意された内容 (国内補助金の水準が高い程大幅削減、2013年までの輸出補助金の全廃、関税が高い程大幅な引下げ等) を実現するだけでも大きなメリットあり。
- ・重要品目、上限関税では実現可能性への配慮が必要。
- ・各国とも、国内構造改革の推進による譲歩が必要。

## (2) 非農産品市場アクセス（NAMA、鉱工業品等）自由化

- ・先進国の関税削減は可能な限り低水準に。
- ・途上国は実行税率の引下げに寄与する水準まで引下げ。
- ・分野別の関税撤廃・調和を推進すべき（自動車、電気・電子、化学、繊維での取り組みの継続、主要途上国の参加を確保）。
- ・非関税障壁の撤廃（EUの恣意的関税分類、印・伯の各種名目の課税等）

## (3) サービス貿易自由化

- ・質の高い自由化に向けた交渉の継続（IT関連・電気通信、金融、海上運送、流通、エネルギー、音響映像、建設）。
- ・人の移動の自由化の推進
- ・IT化に伴う新形態ビジネスに対応した電子商取引ルールの策定の推進

## (4) 貿易円滑化ルール策定（貿易規則・手続き・手数料の公表、簡素化）

- ・一定期間前の規則の公表、全国一律の公平な運用、国際標準の使用等

## (5) アンチ・ダンピング（AD）協定改訂による規律強化・明確化

- ・措置の恒久化防止および行き過ぎた影響の軽減、不当な調査の早期防止

## (6) 開発支援

- ・ODAの戦略的活用による途上国のWTO交渉への積極的関与、わが国の主張への理解の促進

## 4. おわりに（WTO、ドーハ・ラウンドの課題）

### (1) ラウンドの進展の迅速化

- ・交渉日程（進捗）と企業のスピード感覚とのズレ
- ・次期ラウンドを見据え、コンセンサス原則の緩和や、客観的データ・分析に基づく交渉体制を整える等について検討し、改革を進める必要

### (2) WTOの戦略的活用の促進

- ・WTOの体制に対する意識を高め、WTO体制の維持、強化を推進するためにも、ビジネス界の関与の度合いを高めるべき
- ・紛争解決手続き、貿易救済措置の活用に向けた国内制度整備も重要（外国の不公正貿易措置に対する私人申立制度の創設、アンチ・ダンピング、セーフガード等の貿易救済措置の発動手続きの整備）
- ・民間企業にとっては、高額の弁護士費用、紛争解決手続きに要する期間の長さも、紛争解決手続きの活用を検討する際の障害に

(3) 戦略的な通商交渉体制の確立

- ・ 省庁間の連携、対外戦略構築の一元化、WTO・FTA戦略の相互補完
- ・ 通商に関する特命担当大臣の任命（対外交渉権限の一元化）
- ・ 通商に関する戦略本部の設置（関係省庁間の調整権限の確保）
- ・ 通商戦略の決定過程の透明化
- ・ 通商戦略形成・交渉過程への民間の関与の推進

以 上